

# 事業継続・雇用維持のための支援策のご案内

## 1 幅広い用途に使える返済不要の資金が必要

2021年4月以降、緊急事態措置・まん延防止等重点措置が実施された月のうち、月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比較して50%以上減少した事業者（※）が対象

（※）店舗単位・事業単位でなく、事業者単位。

### 月次支援金

#### ■ 給付上限額

中小法人等：上限20万円/月

個人事業者等：上限10万円/月

それぞれの月において必要な給付要件を満たせば、月ごとに申請可能  
(ただし、1つの対象月につき、申請・受給は1回のみ)

#### ■ 申請受付期間

● 4月・5月分：2021年6月16日～8月15日

● 6月分：2021年7月1日～8月31日

● 7月分：2021年8月1日～9月30日

● 8月分：2021年9月1日～10月31日

#### ■ お問い合わせ先

0120-211-240 (申請者専用)

上乗せ



月次支援金事務局HP

### 観光関連事業者等 応援プロジェクト

#### ■ 対象：

国の月次支援金を受給した県内の中小法人、個人事業者等に対し、一月分の支援金を支給。

#### ■ 給付上限

個人事業者：上限10万円

法人事業者：上限20万円又は30万円

#### ■ お問い合わせ先

050-3825-9018



プロジェクト事務局HP

いずれか

### 酒類販売事業者 支援金

#### ■ 対象：

国の月次支援金を受給した県内の中小企業法人、個人事業者等の酒類販売事業者に対し、最大4か月分の給付

#### ■ 給付上限※上限額は、売上減少率に応じる。

個人事業者：上限10～30万円/月

法人事業者：上限20～60万円/月

#### ■ お問い合わせ先

098-866-2337

(商工労働部ものづくり振興課)



沖縄県HP

## 2 「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」に係る飲食店等への協力金

休業または営業時間短縮要請について、全期間の要請に協力した飲食店（カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む）、遊戯施設・結婚式場等の事業者へ協力金を支給。

### 休業・時短要請に係る各種「協力金」

	第7期分	第8期分
協力要請期間地域	R3.5.23～7.11 沖縄県全域	R3.7.12～8.31 沖縄県全域
申請受付期間	R3.7.19～9.3	決定次第、HPで公表
協力金の額	中小企業：4～10万円/日、大企業：0～20万円/日	



第7期協力金HP



第8期協力金HP

■ お問い合わせ先：0120-332-107 (感染症対策協力金コールセンター)

■ 各市町村の支援策等は、各市町村HP等をご確認ください

■ 沖縄総合事務局経済産業部のメールマガジン、twitter、Facebookにて最新情報入手ください



メルマガ登録



Twitter



Facebook

### 3 沖縄県の時短営業要請等に応じた大規模施設等への協力金

沖縄県の時短営業要請等に応じた大規模施設等への協力金については、以下HPより確認できます

- 申請受付期間：令和3年7月12日（月）～令和3年8月27日（金）
- 申請受付要項など詳細：<https://okinawa-daikibo.com>
- お問い合わせ先※受付：9時～17時（土日・祝日を除く）  
0120-084-887（沖縄県大規模施設等協力金コールセンター）



大規模施設等  
協力金HP



### 4 新分野展開、事業転換など思い切った事業再構築への挑戦を支援

#### 事業再構築促進事業

- 主要申請要件（第3回公募より要件の変更あり。※赤字部分）

以下の①～③を満たす中堅企業等及び中小企業等が対象。

##### ①売上が減っている

2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前（前述同様の期間）の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること等。

##### ②事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編）に取り組む

##### ③経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画（3～5年）を認定支援機関等と策定する

- 補助額等

通常枠：100万円～8,000万円（補助率：1/2、1/3または2/3）

卒業枠・グローバルV字回復枠：6,000万円～1億円（補助率：1/2または2/3）

大規模賃金引上枠：8,000万円～1億円（補助率：1/2または2/3）

緊急事態宣言特別枠・最低賃金枠：100万円～1,500万円（補助率：2/3または3/4）

- 申請期間（申請受付開始は8月下旬予定）

第3回公募：令和3年7月30日（金）～同年9月21日（火）18時

- お問い合わせ先・詳細

事業再構築補助金事務局HP <https://jigyousaikouchiku.jp/>



事業再構築  
補助金HP



### 5 雇用を維持したいが休業手当の支払いが難しい

#### 雇用調整助成金

##### の特例措置

- 従業員に支給した休業手当等に対し  
最大1人あたり1万5千円/日を助成

- お問い合わせ先

098-868-4013（各八ローワーク・沖縄労働局雇用調整助成金相談窓口）



厚労省HP

上乗せ

#### 沖縄県

#### 雇用継続助成金

- 国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主を対象に上乗せ助成

- お問い合わせ先

098-941-2044  
（グッジョブ相談ステーション）



沖縄県HP

### 6 事業継続に必要な資金の融資を受けたい

#### 新型コロナ関連の制度融資

- 沖縄公庫、商工中金で、貸付当初3年間の実質無利子※1・無担保・据置最大5年間の融資
- 民間金融機関等※2の継続的な伴走支援により、事業者が経営改善等に取り組むための融資

※1 実質無利子化の上限額は6千万円（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は3億円）

※2 取扱金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、みずほ銀行、鹿児島銀行。

- お問い合わせ先：各取扱金融機関

#### その他、活用可能なお問合せ先

沖縄県よろず支援拠点（098-851-8460）、沖縄総合事務局中小企業課（098-866-1755）

